

# 五戸町浄化槽事業経営戦略

団 体 名	五戸町
事 業 名	五戸町浄化槽事業
策 定 日	令和 5 年 3 月
計 画 期 間	令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	令和3年度 (供用開始後2年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(令和6年4月1日一部適用予定)
処理区域内人口密度	2,600人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(公共下水道・農業集落排水区域以外の地域)		
処理場数	令和3年度末 5人槽:5基 7人槽:4基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	—		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料については人槽毎に定めており、その金額は、浄化槽維持管理費に応じて算出している。 5人槽:4,100円/月(税抜き) 7人槽:4,800円/月(税抜き) 10人槽:6,200円/月(税抜き)		
業務用使用料体系の 概要・考え方	当町では用途別に使用料を定めていないので、使用料は一般家庭用と同様である。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	当町では用途別に使用料を定めていないので、使用料は一般家庭用と同様である。		
条例上の使用料 (5人槽) ※過去3年度分を記載	令和3年度 4,100円/月(税抜き)	実質的な使用料 (5人槽) ※過去3年度分を記載	令和3年度 4,100円/月(税抜き)
	令和4年度 4,100円/月(税抜き)		令和4年度 4,100円/月(税抜き)

### ③ 組織

職員数及び 事業運営組織	当町の浄化槽事業は、都市計画課職員1名が担当している。なお、都市計画課の人員構成は以下のとおりである。(令和5年2月時点)

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検業務及び浄化槽清掃業務を民間業者に委託
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	—

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営指標について整理を行い、経営状況の分析を行った。

	収益的収支 比率(%)	企業債残高対事 業規模比率(%)	経費回収率 (%)	汚水処理 原価(円)	施設利用率 (%)	水洗化率 (%)
R03	109.01	2,321.43	1.89	3,033.61	72.73	100.00

収益的収支が100%を上回っているものの、使用料収入が少なく、一般会計からの繰入金に依存している割合が高いためである。企業債残高対事業規模比率、経費回収率及び汚水処理原価の数値が悪い要因も、設置基数が少ないことが要因となっている。

本事業は令和3年度から始まった事業であるため、現状は加入者が少なく、一般会計繰入金に依存している部分が大きい状況であるが、今後はより一層の加入促進及び汚水処理コスト削減を図り、経営改善に取り組んでいくものである。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は浄化槽設置済人口となるため、新設する浄化槽1基当たり(1世帯当たり)3人と見込んで人口推移を予測した。なお、浄化槽設置基数については、令和17年度汚水処理人口普及率を90%とするために必要な設置基数446基(令和5年度～令和17年度)を平準化している。

処理区域内人口の推移見込 (単位: 人、基)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14
人口	26	114	204	300	402	507	612	717	822	927	1,032	1,137
設置基数(単年度)	9	29	30	32	34	35	35	35	35	35	35	35
設置基数(累計)	9	38	68	100	134	169	204	239	274	309	344	379

### (2) 有収水量の予測

有収水量については、公共下水道や農業集落排水における3人世帯の有収水量平均値である324m<sup>3</sup>/年に、累計設置基数を乗じて推移を予測した。

有収水量の推移見込 (単位: m<sup>3</sup>、基)

	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14
有収水量	2,916	12,312	22,032	32,400	43,416	54,756	66,096	77,436	88,776	100,116	111,456	122,796
設置基数(単年度)	9	29	30	32	34	35	35	35	35	35	35	35
設置基数(累計)	9	38	68	100	134	169	204	239	274	309	344	379



② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	公営企業の原則である独立採算を目指し、加入者増に取り組み使用料収入を確保する。また、浄化槽建設事業については、国庫補助金及び地方債を活用し計画的に投資に取り組むのである。
-----	---

・浄化槽建設計画に基づき浄化槽を整備し、使用料収入を確保する。  
 ・加入者増のための取組として、個人が実施する排水設備の新設費等に対し、公共浄化槽普及促進補助金(100千円)を交付する。  
 ・事業開始から間もなく使用料収入が少ないため、当面の間は人件費や元金償還金相当分について一般会計からの繰入金を充てる計画である。

一般会計繰入金 (単位：千円)

	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収支分	9,275	9,444	9,624	9,816	10,013	9,906	9,692	9,573	9,747	9,914
基準内(利子償還分)	275	444	624	816	1,013	1,206	1,392	1,573	1,747	1,914
基準外(人件費、補助金等分)	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	8,700	8,300	8,000	8,000	8,000
資本的収支分					142	977	1,585	2,238	2,940	3,671
基準内										
基準外(元金償還分)					142	977	1,585	2,238	2,940	3,671

・浄化槽建設費については、国庫補助金及び地方債を最大限活用する。

浄化槽建設費の財源内訳 (単位：千円)

	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14
浄化槽設置工事費	29,959	31,945	33,931	35,035	35,035	35,035	35,035	35,035	35,035	35,035
財源										
国庫補助金	9,986	10,648	11,310	11,678	11,678	11,678	11,678	11,678	11,678	11,678
工事負担金	3,020	3,220	3,420	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530	3,530
地方債	16,900	18,000	19,200	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800

※国庫補助金は、浄化槽設置工事費の1/3  
 ※工事負担金は、5人槽 90千円、7人槽 110千円、10人槽 150千円  
 ※地方債は、工事費から国庫補助金及び工事負担金を控除した額(100千円未満切捨て)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・維持管理費及び委託費等については、物価上昇率を年1.0%と見込んだ上で、浄化槽設置基数の増に応じて積算した。  
 ・事業遂行のため、職員1名(技師)の配置を維持する。  
 ・プロフ等の修繕については、費用の半額を利用者に負担してもらう。  
 ・適切な維持管理のため、今後も浄化槽保守点検業務及び浄化槽清掃業務を民間業者に委託する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	—
投資の平準化に関する事項	投資額が偏らないよう、毎年30～35基程度の浄化槽を設置する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PFI事業の導入について関係事業者を交えて検討したが、SPC設立運営に多額の費用が必要なこと等が要因となりPFI事業の導入を断念することになったため、町直営で事業を実施していく。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和9年度を目途に経営状況を再確認し、使用料の見直しについて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	適切な維持管理のため、今後も浄化槽保守点検業務及び浄化槽清掃業務を民間業者に委託する。
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	プロワ等の修繕については、費用の半額を利用者に負担してもらう。
委託費に関する事項	浄化槽保守点検業務委託において、年間の点検回数(現状は年4回)が妥当かどうか検証していく。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離や原因に対する分析を検証・評価し、実施手法の改善を検討する。 また、法適後は速やかに経営戦略を改定するとともに、その後も概ね5年ごとに経営戦略の見直し・改定を行うこととし、その時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行う。
---------------------	--



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5,012	△ 3,886	83	190	△ 101	103	21	70	18	67	△ 134	468
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)		5,012	1,126	1,209	1,399	1,298	1,401	1,422	1,492	1,510	1,577	1,443
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,012	1,126	1,209	1,399	1,298	1,401	1,422	1,492	1,510	1,577	1,443	1,911
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,012	1,126	1,209	1,399	1,298	1,401	1,422	1,492	1,510	1,577	1,443	1,911
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	109.0	103.8	101.1	101.9	99.4	100.7	99.6	96.4	94.3	92.7	90.8	91.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	168	1,384	3,128	4,958	7,462	9,500	11,570	13,640	15,709	17,779	20,399	22,722
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	168	1,384	3,128	4,958	7,462	9,500	11,570	13,640	15,709	17,779	20,399	22,722
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	3,900	20,300	37,200	55,200	74,400	94,200	113,858	132,681	150,896	168,458	185,318	201,447

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
区 分												
収益的収支分	9,475	9,025	9,275	9,444	9,624	9,816	10,013	9,906	9,692	9,573	9,747	9,914
うち基準内繰入金		25	275	444	624	816	1,013	1,206	1,392	1,573	1,747	1,914
うち基準外繰入金	9,475	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	8,700	8,300	8,000	8,000	8,000
資本的収支分	2,480						142	977	1,585	2,238	2,940	3,671
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,480						142	977	1,585	2,238	2,940	3,671
合 計	11,955	9,025	9,275	9,444	9,624	9,816	10,155	10,883	11,277	11,811	12,687	13,585

# 経営比較分析表（令和3年度決算）

青森県 五戸町

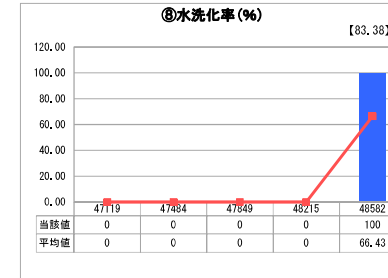
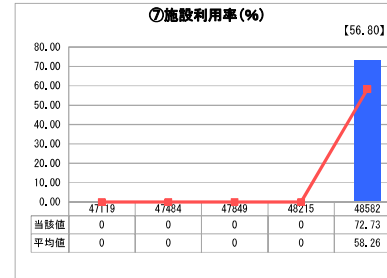
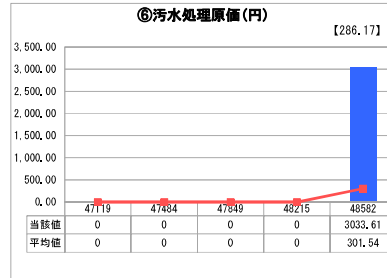
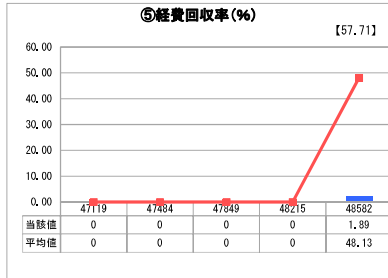
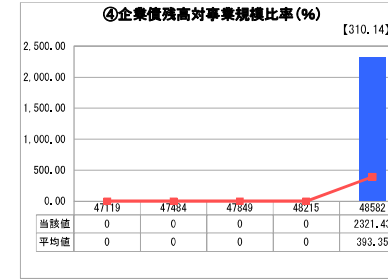
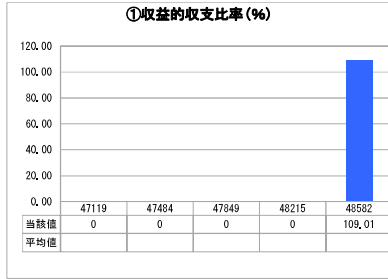
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	0.16	100.00	4,510

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
16,388	177.67	92.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
26	0.01	2,600.00

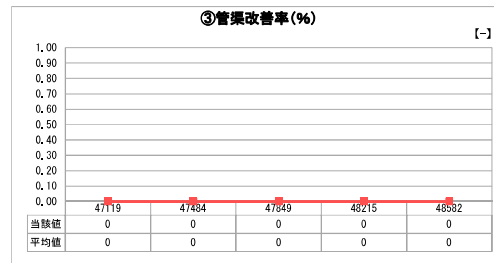
## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①100%を上回っているものの、使用料以外の収入（一般会計繰入金）に依存している割合が高いため、加入促進に努める。
  - ④浄化槽事業は令和3年度からの事業であり営業収益が少ないため、類似団体よりも高い比率となっている。
  - ⑤類似団体よりも下回っており、使用料以外の収入（一般会計繰入金）に依存している割合が高いといえる。
  - ⑥有収水量1㎡当たりの汚水処理原価は、類似団体の平均値より高い数値であるため、汚水処理コストの削減、加入促進に努めて、経営改善を図っていく。
  - ⑦類似団体を上回っているもので、今後も適切な施設稼働規模になるよう努める。
  - ⑧水洗化率は類似団体を上回っている。
- 以上のことから、類似団体を下回る経営状況にあるといえる。浄化槽事業は令和3年度から始まった事業であるため、現状は加入者が少なく、使用料以外の収入に依存している部分が大い状況であるが、今後は加入促進、汚水処理コスト削減を図り、経営改善に取り組んでいく。

### 2. 老朽化の状況について

- ③浄化槽事業は令和3年度からの事業であり、計画的な更新の必要な時期は未定である。

## 全体総括

浄化槽事業は類似団体を下回る経営状況にあるといえる。  
本事業は令和3年度から始まった事業であるため、現状は加入者が少なく、使用料以外の収入に依存している部分が大い状況であるが、今後は加入促進、汚水処理コスト削減を図り、経営改善に取り組んでいく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。